

華誠の知的財産権ニュースレター



2019年12月 第三十二期

目次

特許

Incopat 最新の実用新案出願と授権に関するデータ統計	2
-------------------------------------	---

商標

中華人民共和国地理的表示専用標識が正式に発表	3
「商標権侵害判断基準」 公開意見募集	4

知的財産権

「中国知的財産権運営年次報告（2018）」エッセンシャル版を全文公表	4
2019年版「世界知的財産権報告書」を公表	5
国家知識産権局が2019年1月～10月「特許、商標、地理的表示」などの統計データを公表...	6

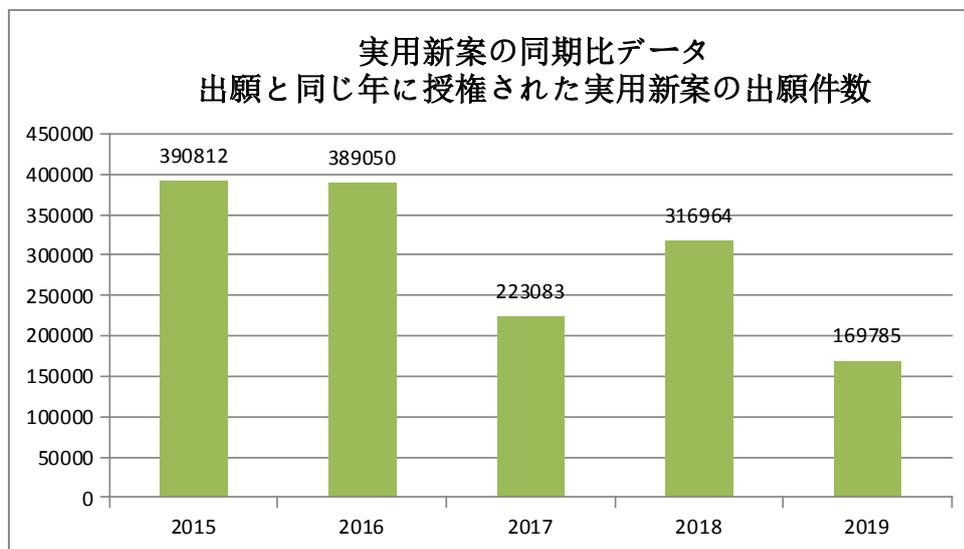


公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

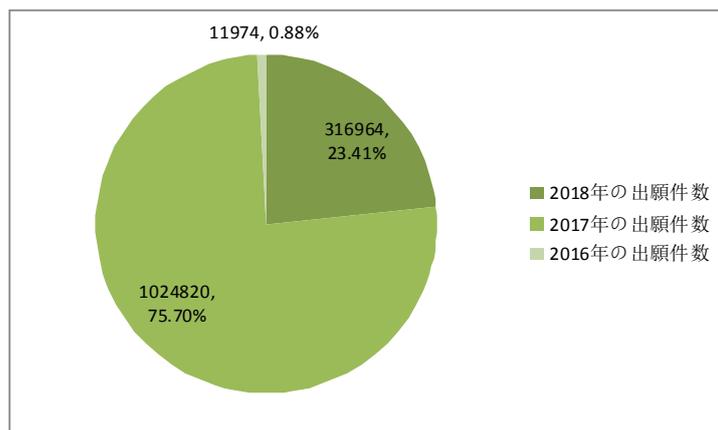
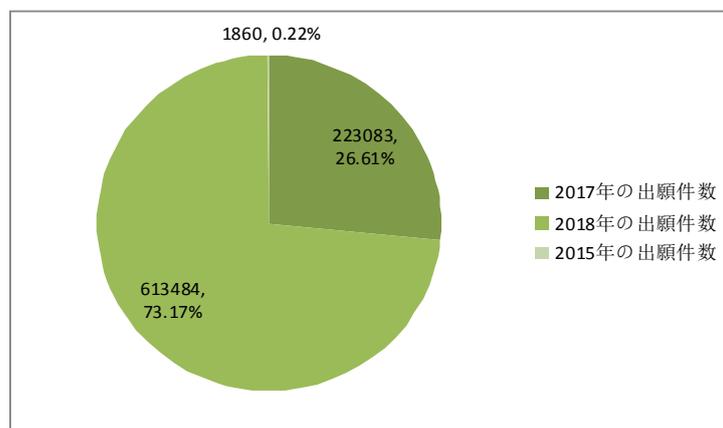
特 許

Incopat 最新の実用新案出願と授権に関するデータ統計

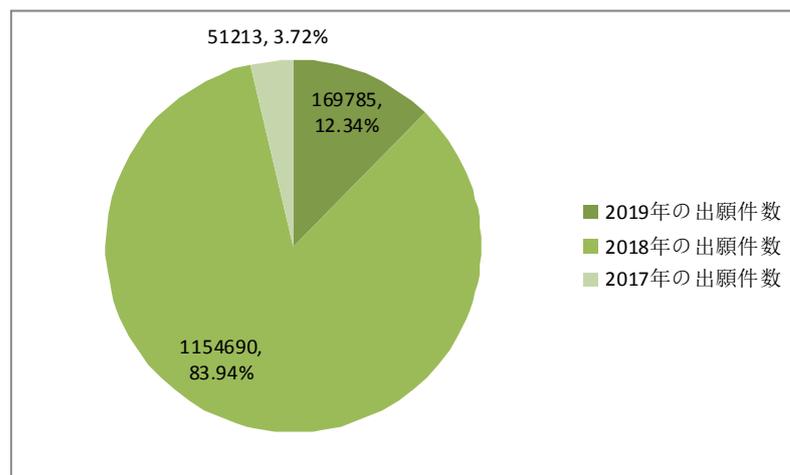


実用新案は出願から授権までの基準期間がないことに鑑み、年度ごとに審査期間が相対的に固定されている（即ち、実際には存在する微細な差異を考慮しない）という仮説の前提条件において、出願と同じ年に授権された実用新案の出願件数は比較が可能である。

実用新案審査期間のデータ（毎年1月～11月）
各期間内に出願された実用新案が同年に授権された件数



特 許



データの説明：データは Incopat より。情報開示の不完全性や公開の適時性によって当該データに一定の誤差が生じる可能性がある。当該データは毎年1月から11月までの実用新案のデータで、2019年11月26日に検索したものである。なお、当該データの統計は不完全であり、特殊な状況を考慮しておらず、いずれの指標とも関係なく、オフィシャルな公開データに準じて、参考用としてのみご提供する。

商 標

中華人民共和国地理的表示専用標識が正式に発表

12月3日午前、国家知識産権局は中華人民共和国地理的表示専用標識を正式に発表した。



中華人民共和国地理的表示専用標識は、国家知識産権局により設けられたオフィシャル標識であり、当該専用標識を使用した製品の地理的表示は既に国家知識産権局の登録承認済みであることを示す。「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国特許法」などの関連規定によると、国家知識産権局は地理的表示専用標識を登録してオフィシャル標識の保護体制に入れる。

商 標

「商標権侵害判断基準」 公開意見募集

12月18日、国家知識産権局は通知を出し、「商標権侵害判断基準（意見募集稿）」について社会に向けて公開で意見を求めた。

「意見募集稿」では、商標の法執行関連部門は、法執行の過程において商標権侵害に該当するか否かを判断するに当たり、まず、被疑侵害行為が商標法に規定されている「商標の使用」に該当するか否かを判断し、商標が同一または類似するか否かを判断するときは、権利者が実際に使用している商標と被疑侵害商標を類比すべきではなく、権利者の登録商標と被疑侵害商標との類比を行い、特に権利者の登録商標の主な識別部分を被疑侵害商標の主な識別部分と類比すべきであることを明確にしている。

商標の法執行関連部門が、「その登録商標と同一の商標」、「その登録商標に類似する商標」を判断する場合には、関連商品（役務）について一般的な知識、経験を有する関連公衆が商品（役務）を購入する際に払う一般的な注意の度合を基準に、隔離観察、全体及び要部の類比判断という手法を採用して、商標の読み方、文字の形、意味、レイアウトの方法などの構成要素を総合的に考慮して認定すべきである。

国家知識産権局 より

知的財産権

「中国知的財産権運営年次報告（2018）」 エッセンシャル版を全文公表

最近、国家知識産権局運用促進司と知識産権出版社が共同で作成した「中国知的財産権運営年次報告（2018）」（以下、「報告」という）が無事完成し、正式に出版される。

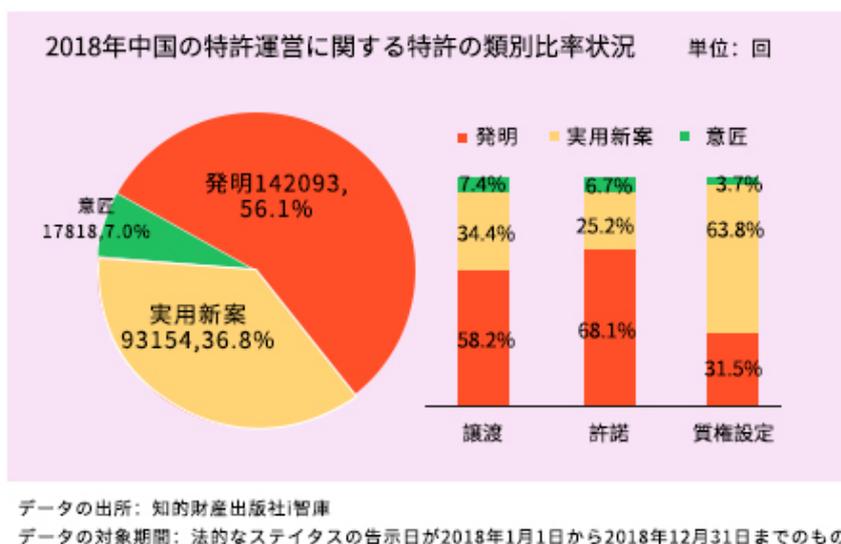
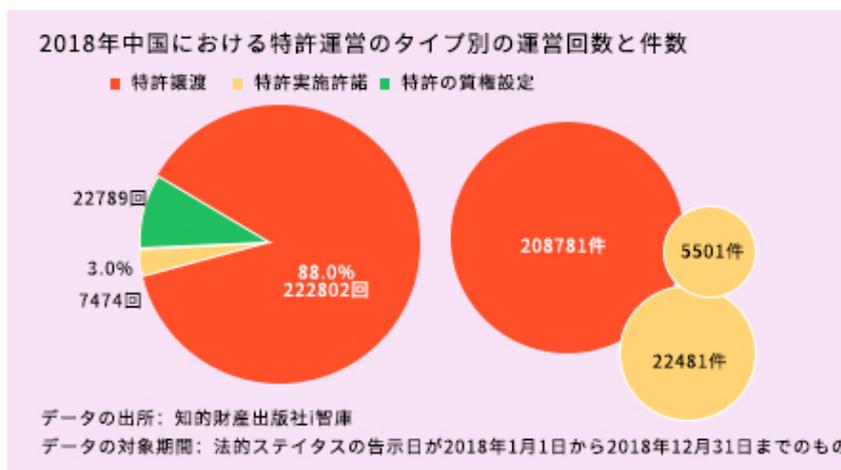
「報告」には、2018年に中国の特許運営総件数は正常な状態の発展に向けて着実に邁進した。特許運営回数は253,065回であり、2017年同期比2.1%増となり、関わった特許件数は235,811件で、2017年同期比3.1%増となった。全国の有効登録商標のうち、393,373件の商標権が譲渡され、累計397,214回となり、19,011件の商標が使用許諾され、累計26,894回となったことが示されている。



データの出所: 知識産権出版社i智库

データの対象期間: 公開(公告)日が2018年12月31日までのもの。

知的財産権



国家知識産権局 より

2019年版「世界知的財産権報告書」を公表

最近、世界知的所有権機関がジュネーブで記者会見を開き、2019年版「世界知的財産権報告書」を公表した。同報告書には、数十年來の数千万件の特許と科学出版記録の分析から、全世界のイノベーション活動の協力が日に日に緊密になっており、国際化の度合いが日に日に向上しているという認識が示されている。

同報告書によると、2015年から2017年の間、約30の大都市のホットスポット地区の特許総件数と科学活動はそれぞれ全世界の69%と48%を占めている。これらの都市は主に中国、ドイツ、日本、韓国、アメリカにある。

この報告書では、革新的な協力がますます緊密になっていることが示されている。21世紀初頭、科学論文の64%は科学者がチームの形で作成し、特許の54%は発明者チームが獲得していたが、近年これらの数字はそれぞれ88%と68%近くに増えている。特許の面では、国際協力発明の占める割合が引き続き上昇し、2009年に11%となったが、その後少し下降した。原因の一部としては、いくつかの国で国内協力が急速に増加したためである。

知的財産権

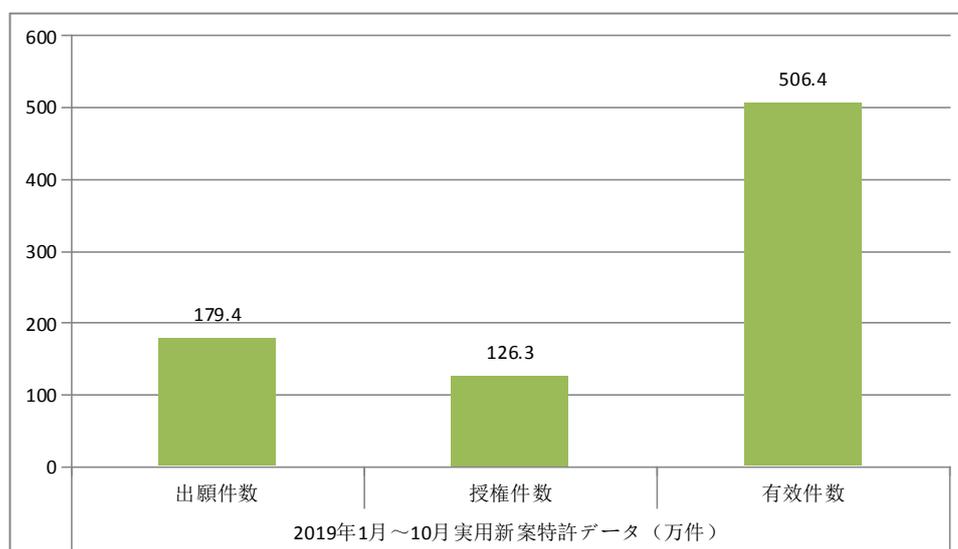
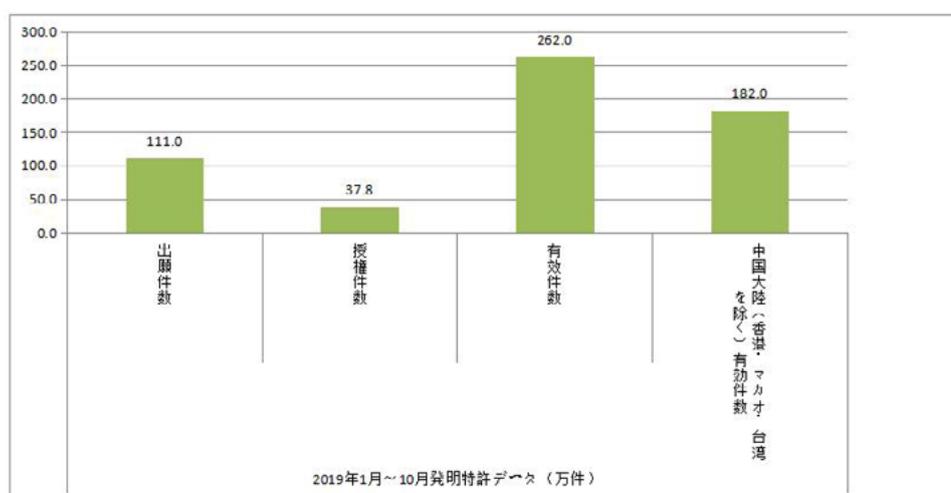
国際協力の多くがトップクラスの大都市のホットスポットで発生している。トップ10のホットスポット(サンフランシスコ-サンノゼ、ニューヨーク、フランクフルト、東京、ボストン、上海、ロンドン、北京、バンガロールとパリ)が全国際協力発明の26%を占め、アメリカのホットスポットは世界の協力が最も緊密な地域である。

人民網 より

国家知識産権局が2019年1月～10月「特許、商標、地理的表示」などの統計データを公表

先ごろ、国家知識産権局が2019年1月～10月の知的財産権の主要統計データを公表した。その中で以下の内容に言及している。

2019年1月～10月、国家知識産権局は369件の地理的表示商標を許可、登録しており、地理的表示製品の保護を5件承認し、地理的表示製品の専用標識の使用を企業166社に許可した。2019年10月末の時点で登録された地理的表示商標は累計5,231件で、地理的表示を許可された製品は累計2,385個、専用標識の使用を許可された企業は8,484社である。



知的財産権

